

酒気帯びポリッシャーかけが「すばらしいこと」だって!?

6・22
団交報告②



言わないのには、ワケがある

6月22日の団体交渉では、団交出席者のM総務部長とN運輸事業部長に対し、「賃金は、おいくらぐらいいただいていますか?」とたづねたところ、総務部長は「関係ないでしょ(大動揺)」、運輸事業部長は「そりゃあ言わないでしょ」というやりとりがありました。

ところで、季刊誌『TTSからつ風』148号によると、M総務部長とN運輸事業部長はともにTTSの取締役です。役員給料は役員報酬は株主総会で決定されます。TTSはJR東日本の100%子会社ですから、当然TTSの株主はJR東日本で、他にはいません。ともにJR東日本で管理職をつとめて退職し、TTSに入社して役

員をつとめるM氏・N氏の役員報酬はJR東日本が決め、TTSに出させているので「天下り」なのか「お払い箱」なのかは知りませんが、JR東日本の出費ではなく、現場のTTS労働者からしぼり取る構造ができています。そして役員報酬の金額はしぼり取る相手はTTS労働者には死んでも教えない。

M氏・N氏は取締役ですから、正社員の給与表には縛られません。一方でTTSの公式サイトには株主総会決定事項も役員報酬も公表されていません。こういう人たちが「契約社員とパート社員の賃金は経営判断で据え置き」と決定しているのです。いっさいはJRとTTS本社の闇の中です。

余談ですが、6月24日の株主総会では前社長Y氏が取締役相談役で留任し、取締役のままです。普通は社長を交代して1年たてばただの「相談役」におさまるところです。現社長を含め取締役の方々は何の「相談」を持ちかけているのでしょうか。どこまで現場のTTS労働者を食い物にしようというのでしょうか。

酒気帯びポリッシャーかけが法に触れない!

昨年4月、熊谷事業所の副所長が、自分の連絡ミスを取り戻そうと深夜に酒気帯び状態で会社に戻り、私服のまま清掃作業に合流した。



よい子は絶対にまねをしてはいけません!

現場にヒンシユクが拡がり、他労組もまともに取り組まない中で、動労連帯は団交議題に取り上げました。私たちは当然、確かによくないことだ。反省すべき点は反省し、再発防止のため話し合おう」と会社側が対応するものだと思っていました。

ところが——総務部長の回答は次のようなものでした。「特別清掃の時間について、

■フクシマで生きる子どもたちに、
今何が起きているのか

映画「A2—B—C」熊谷上映会

9月25日(日)

熊谷市商工会館ホール

13時30分開場、14時上映開始

主催・国鉄高崎動力車連帯労働組合



いいことはないと思っ
勤務時間中の酒気帯び勤務とはまったく話が違います。異常が発生しているなかにあつて、電話をもらい、電話の指示ではなくて自分がその現場に行つて、業務にたずさわつたというのであつて、この事柄については、副所長として、責任を全うしたなど、思います。」

えー？ 何言つてんの!? 自分の失態がバレて、尻ぬぐいをしただけでしょ？ 動労連帯が当然にもそう指摘すると、驚いたことに逆ギレにありました。

総務部長は突如態度を変えて「じゃ、あなただつたらどうしますか？ 電話への対応は？ 作業指示は？ その場はどうするんだ？」と組合員にすごんだのです。――副所長でも管理者でもない動労連帯組合員にこんなことを突きつけるなんてとんでもない会社です。

さらにもう一言指摘するならば、会社側は、今回問題になつた特別清掃が乗客の目に触れない場所で行なわれたように理解している様子ですが、違います。場所は熊谷駅の改札内のコンビニです。部外者が入らないバックヤードなど

ではありません。乗客から丸見えだったのです。だから現場の者は怒っているのです。

●「異常時なら安全を無視してもいい」といつ思想

あげくのはてに、酒気帯びでポリッシャーをかけた可能性があると動労連帯が指摘すると――

総務部長「車の運転なら違反になるけど、ポリッシャーをかけた場合は何に違反するということは何もない。異常時ですよ。異常時」と言い張る始末です。

「異常時だからこそ、原則が必要になるんじゃないですか？」と組合が追及すると、総務部長は「なにそれ？ 原則？」、運輸部長も「なんの原則？」と驚くべき態度をとつたのです。

鉄道業務の常識として、異常時においてこそ安全を守る原則を貫かなければなりません。ところがTISの幹部たちは、異常時なら安全原則を

破つていいと平気で思つていたのです。異常時だらけのJRの業務をこんな会社が請け負つているということは、一体何を意味するのでしょうか？ 背筋がぞつとします。

☆脅しなんて、くそ食らえ!

会社側にとつて、会社に忠実な管理者を守り通すことは死活問題のようです。管理者批判に総務部長が逆ギレしたばかりか、これ以上答弁しない、との態度に出たのはそのことを実証しています。

さらに批判を許さないTISの態度は別な局面でもあらわれしました。

熊谷事業所での人手不足の実態を動労連帯が暴露して「入つたばかりの新人社員にいきなり厳しい徹夜勤務をやらせ、それでやめていくのは仕方がないというのは、清掃のプロを育てる意識が欠けているのではないか」と指摘したら――

運輸事業部長は「それは所長批判か？」と確認するよう言い返し、総務部長も「所長批判だな」と二人そろつて鬼の首でもとつたようにニヤニヤしだしたのです。所長批判をするなんて勇気のあるやつだな。あとで所長に言うぞ。



いろいろ不利益をこうむるぞ。覚悟しろ」という脅しなのです。

この瞬間、「ああ、これまでこうして労働者の口を封じてきたのだな」とわかりました。勤務シフトで徹夜を含む夜勤ばかり押しつけられたり、疲れの取れない勤務パターンに入れられたり、パート↓契約社員↓正社員の昇格に必要な所長推薦を受けられなかったり……。そう、このビラを読んでいる皆さんが心配する不利益です。でも、大丈夫なんです。

☆動労連帯に加入して一緒に闘おう

こんな感じですから、これまで動労連帯組合員以外の労働者が会社や所長に意見を言うことはとても大変でした。TIS労組はほとんどの場合（いや、いつも？）会社批判・所長批判をとりあげてくれません。バックについてくれません。ものを言うことが大変で、そういう人は冷遇されてきました。TIS労組が組織

しないパート労働者の場合はなおさら個人の立場です。これでは、心配するような不利益が待っています。不当なんですけどね。

これが、動労連帯という労働組合としての意見となつた場合、それを理由にして不利益を受けた場合、不当労働行為（違法行為）になります。労働委員会でも不当労働行為と認定されると、不利益扱いは撤回されて会社は謝罪し、みんなに見えるところに謝罪文を張り出すことになります。なによりも仲間を守る労働組合の団結の力が大切です。

会社を批判しない、団結を作らないTIS労組（こういう組合を御用組合といひます）ではなく、動労連帯に加入して、労働者の安全・権利・生活を守りましょう。自分だけのことではなく、職場の全員のために闘いましょう。

なお、「所長批判か？」とドカツされた動労連帯ですが、「このことは所長に面と向かつて伝えてありますよ」と言つてやりました。すると総務部長は「うっ」といふ顔をしながら「あ、そう。所長は何て言つた？」と平静を装つていました。動労連帯をなめんなよ！（文責 木村）

異常時だよ 異常時～

